



経理の窓7月号

平成28年7月10日号

梅雨も明けないうちから、厳しい暑さが続いています、お変わりありませんか？

| | |
|-------|---|
| 今月の税務 | 法人税 : 5月決算法人の確定申告と納付 個人所得稅の予定納稅額(第1期分)の納付 地方稅 : 固定資産稅と都市計画稅の第2期分の納付 |
|-------|---|

雇用保険制度が変わりました。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立しました。

《雇用保険料率の引き下げ》

給与計算をする際には、4月支給分より新しい料率で、雇用保険料の控除額を計算することになります。

平成27年度の雇用保険料率と比較して

●平成28年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ下がりました。

●雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、0.5/1000下がりました。

【平成28年度の雇用保険料率】 平成28年4月1日～平成29年3月31日まで

| 負担者 事業の種類 | ①労働者負担 | ②事業主負担 | ①+② | | |
|------------------|--------|--------|----------------|------------------|---------|
| | | | 失業等給付の 保険料率 | 雇用保険二事業 の保険料率 | 雇用保険料率 |
| 一般の事業 | 4/1000 | 7/1000 | 4/1000 | 3/1000 | 11/1000 |
| 建設の事業 | 5/1000 | 9/1000 | 5/1000 | 4/1000 | 14/1000 |
| 農林水産・ 清酒製造の事業 | 5/1000 | 8/1000 | 5/1000 | 3/1000 | 13/1000 |

《65歳以上の方への雇用保険の適用拡大》

平成29年1月1日以降、現行は雇用保険の適用除外となっている65歳以上の雇用者につきましても、雇用保険の対象となります。平成32年度より、64歳以上の方についての雇用保険料の徴収が始まります。

この改正により必要になる届出等は、あらためて案内されることになっています。

《介護休業給付の給付率の引き上げ》

介護休業を取得した際に支給される介護休業給付の給付率は、平成28年8月1日以降に休業を開始する方について、現行の40%から67%に引き上げられます。

* 雇用保険は、政府が管掌する、失業等給付を支給する事業と雇用保険二事業を実施する制度です。雇用保険二事業とは、雇用安定事業と能力開発事業のことです。



有限会社たべい TEL 043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>